

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための  
引き続きの登園自粛について（お願い）

このことについて、別紙のとおり、登園の自粛等について保護者へ通知すること  
としましたので、お知らせします。

令和2年5月1日

保育施設入所児童保護者の皆様へ

武蔵村山市長 藤野 勝  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための引き続きの登園自粛について（お願い）

日頃から、本市の保育行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
本市では、国の緊急事態宣言の発令などに基づき登園の自粛をお願いしているところです。  
緊急事態宣言の期間延長等については、今後、国において判断される見通しですが、本市としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、下記のとおり、改めて登園の自粛をお願いすることといたしました。

子どもたちが保育所等に通うことは、感染拡大のリスクを高め、さらに、保育所等において「クラスター」と呼ばれる感染者の集団を発生させるリスクを高めることにもつながります。

保護者の皆様におかれましては、一人一人が感染予防を意識して行動することが求められている状況であることを是非御理解いただき、かけがえのない子どもたちの生命を守るため、登園自粛に御協力くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 登園の自粛について

緊急事態宣言の期間が延長される見込みであることから、引き続き、勤務の事情により仕事を休むことが困難な場合などを除き、御家庭においては、当分の間、延長保育を含めて登園自粛に御協力くださるようお願いいたします。なお、緊急事態宣言が解除された場合でも、市内小・中学校は6月1日（月）に再開される予定であることなどを踏まえ、5月30日（土）までの間、小学校の臨時休業に伴い在宅勤務になることで家庭の保育が可能な場合などは、登園自粛に御協力くださるようお願いいたします。

### 2 保育料の減免について

登園自粛に御協力いただいた日数に基づく令和2年3月分以降の保育料の減免について、国からの通知等を踏まえ、現在実施方法を検討中です。詳細が決まり次第、保護者の皆様へお知らせいたします。

### 3 その他

本通知の内容につきましては、5月1日（金）9時時点の状況を踏まえたものとなっております。今後の国及び東京都の動向等を踏まえた保育所の対応については、適宜、ホームページ等によりお知らせいたします。

<お問い合わせ先>

武蔵村山市子ども家庭部

子ども青少年課 保育・幼稚園係

電話：042-565-1111 内線 182～184